

平成 30 年度伊佐市奨学生募集要項（入学前申込みも可）

伊佐市教育委員会

■お知らせ

入学前の申込みも可能な予約制を採り入れております。

1. 目 的

この奨学生制度は、学業及び人物が優良であるにもかかわらず、経済的理由により修学が困難である者に対し、学資を貸与し、有用な人材を育成することを目的とする。

2. 奨学生の資格

高等学校、高等専門学校、大学（短期大学及び大学院を含む。）又は修業年限 2 年以上の教育施設若しくは養成所等に在学し、品行方正、学業優秀、心身良好でその保護者が本市に在住し、かつ、学資の支弁が困難と認められる者とする。

3. 奨学金の種類、貸与月額（平成 29 年度現在）

種 類	貸与月額
高等学校、高等専門学校（1 年生～3 年生）又は教育養成所等の高等課程	10,000 円以内
高等専門学校（4 年生～5 年生）、大学 又は教育養成所等の専門課程	50,000 円以内

4. 貸与期間

奨学生に決定したときから、その者の在学する学校の正規の最短修業期間を終了する月までとする。

5. 奨学金の返還

奨学金は貸与制（無利子）であり、貸与終了（卒業、廃止）1 年後から、その全額を月賦又は年賦により 12 年以内の期間に返済しなければならない。

6. 提出書類

- (1) 奨学生願書（別記様式第 1 号）
- (2) 奨学生推薦調書（別記様式第 2 号）学校より親展文書（開封無効）
- (3) 作文〔題：将来の夢、400 字詰め原稿用紙 2 枚（題・氏名を含む）〕
- (4) 所得証明書（保護者及び連帯保証人）
- (5) 市町村長の発行する「滞納のない証明書」（保護者及び連帯保証人）
- (6) 在学証明書（願書提出時不要・平成 30 年 4 月入学後提出）

7. 出願期間及び提出先

- 出願期間 平成 29 年 11 月 20 日（月）～平成 30 年 1 月 5 日（金）17 時
（郵送の場合は最終日消印有効）
- 提出先 伊佐市教育委員会総務課（伊佐市役所菱刈庁舎 2 階）

8. その他

奨学生願書の記載上の留意点

- ① 奨学金希望の理由欄は、申請者又は保護者が記入し、希望理由、家庭の事情、生計事情当に関することを記入してください。
- ② 連帯保証人は、将来借用証書を提出するときの連帯保証人となる人で、本人が奨学金を返還できなくなったとき、本人に代わって返還する義務を負うことのできる資力のある者で、奨学金返還に責任を持つ人です。また、下記の条件を満たす必要があります。
 - ・原則として市内に住所を有し、独立の生計を営む成人である者。
 - ・安定した収入があり、返還の資力がある者。

奨学生推薦調書の記載上の留意点

奨学生推薦調書は、現在の在学学校長又は前在学学校長（在学していない場合）に作成を依頼し、以下の点に注意して必ず親展文書（開封無効）で提出してください。

- ① 来年4月から入学を予定している学校のため奨学生の出願をする場合、在学学校（在学していない場合は、前に在学していた学校）の連続する最近2ヵ年の学業成績を記入してください。
- ② 既に在学している学校のため奨学生の出願をする場合、
 - ア：現在が2年生で3年生時から奨学金を希望する人は、1年生時と2年生の現時点までの学業成績を対象とし、2年・3年と印刷してある部分を取消し線で消して1年・2年と修正し、成績を記入してください。
 - イ：本年度入学生で2年生時から奨学金を希望する人は、前に在学していた学校の最終2ヵ年の学業成績を記入してください。

問合せ先

〒895-2701

伊佐市菱刈前目 2106 番地
教育委員会総務課

電話 0995-26-1512